

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等		
1. 保険運営の企画・実施 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進				
<p>【評価の視点】</p> <p>「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進等の取組みを総合的に推進しているか。</p>		<p><事業報告（概要）></p> <p>保険者機能の強化、発揮という観点から、これまで情報提供や広報の充実に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施等に取り組んできたところです。</p> <p>また、26年度においては、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、船員保険においても、健診データ等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための取組みを効果的かつ効率的に実施するための事業計画として「船員保険データヘルス計画」を策定しました。</p> <p>「船員保険データヘルス計画」の策定にあたっては、健診結果データ等の分析を行った結果、船員保険の加入者は、他の医療保険の加入者と比べて、メタボ該当者の割合が高く、また、国民全体と比べると喫煙率が極めて高いという特徴があることが確認されたことから、これらの割合を減少させることを2大柱として、29年度までの3か年において、P D C Aサイクルの下で、その改善に向けた取組みを推進していくこととしました。</p> <p>《船員保険の主な特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの方の割合が高い (健保組合 18.6%に対し、船員保険 26.2%) ・国民全体と比較すると、喫煙率が極めて高い (国民 20.7%に対し、船員保険 44.6%) <p><次ページに続く></p>		
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価>	
<p>「船員保険データヘルス計画」を策定するにあたっては、システム上の利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの方の割合が高いこと ・全国民と比較すると、喫煙率が高いこと <p>という2つの特徴があることが確認され、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上で方向性及び課題を明確化することができました。</p> <p>今後は、これを踏まえて、関係団体や船舶所有者等とも問題意識の共有を進め、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を図っていくことができるものと考えます。</p> <p><次ページに続く></p>		<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な取組みの充実が認められるが、その成果を考慮して評価する。 ●メタボリックシンドロームの割合や喫煙率が高いなど、船員の特徴に着目して「データヘルス計画」を策定したことは評価できる。 ●ジェネリック医薬品の使用促進等の取組みについては、全体的に高く評価できる。 ●船員保険の構造的な特性を踏まえ、関係団体や船舶所有者等との連携、問題意識の共有は保険運営を円滑に進めるうえで非常に重要であり、今後も取組成果および課題を共有して、引き続き関係強化を図ることが大切である。 ●被保険者の健診結果データ等を分析し、船員保険の被保険者の特性をふまえた「データヘルス計画」が作成されたことは、評価できる。 	A'	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
1. 保険運営の企画・実施 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進		
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前ページからの続き> また、医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、レセプト点検の実施に当たっては、これまでの取組みに加えて、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め効果的な実施を図る等の取組みに努めました。	
<自己評価>	<構成員ご意見>	<最終評価>
医療費適正化の取組みとしては、「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、通知対象レセプトの拡大（2か月分→3か月分）などの実施方法を見直すことなどにより、ジェネリック医薬品の使用促進の強化を図ったところであり、その結果、ジェネリック医薬品の使用割合については、27年3月末で、国が29年度末までの目標として掲げた60%を上回る実績（61.9%）をあげることができました。 また、レセプト点検の実施に当たっては、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。		

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等		
1. 保険運営の企画・実施 (2) 情報提供・広報の充実				
<p>【評価の視点】 加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施しているか。 機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。 メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等の意見を積極的に収集しているか。</p>		<p><事業報告（概要）> 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページやメールマガジン（26年8月より配信開始）等を活用し、加入者の目に留まりやすく、かつ、時宜を得た情報提供と丁寧な広報活動に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載（ホームページ総アクセス件数：25年度 717,354件 →26年度 874,577件） ・メールマガジンは26年8月から配信を開始し、毎月第一営業日に配信時期に応じたタイムリーな情報に加え、27年2月には保険料率の改定についての臨時号を配信（配信回数：9回（臨時号含む）、登録者数：45人（26年7月）→432人（27年3月）） <p>加入者や船舶所有者の声を収集する取組みとして、メールマガジン上においてメールマガジンの内容等に関するWEBアンケートを実施し、その結果を以後のメールマガジン作成に反映することで、メールマガジン登録者との双方向のコミュニケーションを図ることにより、加入者や船舶所有者との距離感を縮めるよう努めました。</p> <p>船員保険事業の運営状況及び決算についてお知らせし、船員保険事業を身近なものと感じていただくため、すべての被保険者及び船舶所有者に対し、「船員保険通信」を配付しました。</p> <p><次ページに続く></p>		
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価> A'	
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するため、ホームページ、メールマガジン等を活用し広報を展開しました。 <p>①ホームページについては、「船員保険マンスリー」や制度の内容や利用方法を説明する「船員保険ガイド」など、加入者に身近な情報（具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法など）を掲載。26年度の総アクセス件数は874,577件と25年度の717,354件よりも大幅に増加（対前年度比21.9%増）しました。</p> <p>②メールマガジンについては、26年8月から配信を開始し、毎月第一営業日に配信時期に応じた事務手続きや季節の健康情報といった記事を掲載するとともに、27年2月には保険料率の変更についての臨時号を配信し、合計9回配信しました。</p> <p>③紙媒体の広報については、新規加入者等に対して制度の概要や手続き等を詳しく説明するための「船員保険のご案内」について、</p> <p><次ページに続く></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページのアクセス件数の増加、メールマガジンの配信開始による外部との接点の増加を評価する。 ●ホームページアクセス件数が昨年度と比較して増加していることや、情報提供、広報に関する新たな取組みを行っていることは十分に評価できる。引き続き取組みを進めていくことが必要。 ●ホームページへのアクセス件数の増加、リーフレット内容の充実など情報提供・広報の充実に努めていることが認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページのアクセス件数が増加していることや、新たにメールマガジンを用いた情報提供の取組み等を行ったことについては評価する。今後も引き続き、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供等を推進されたい。 		

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等																										
1. 保険運営の企画・実施 (2) 情報提供・広報の充実																											
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）> <前ページからの続き></p> <p>なお、「船員保険通信」の送付にあたっては、アンケートを同封し、内容の「見やすさ・分かりやすさ」に関する満足度等について、被保険者及び船舶所有者の意見等の把握に努めました。</p> <p>インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含めて、幅広く広報を実施するために、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険のしおり」「船員保険のご案内」）やその他制度周知用リーフレット等を配付しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「船員保険通信」配付内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者</td><td>約59,000部</td></tr> <tr> <td>船舶所有者</td><td>約5,000部</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約64,000部</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「船員保険のしおり」配付内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者 (被扶養者)</td><td>約42,000部</td></tr> <tr> <td>疾病任意継続被保険者 (被扶養者)</td><td>約11,000部</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約53,000部</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「船員保険のご案内」配布内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働基準監督署</td><td>約5,500部</td></tr> <tr> <td>年金事務所</td><td>約2,900部</td></tr> <tr> <td>協会支部</td><td>約2,100部</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約10,500部</td></tr> </tbody> </table> <p>関係団体の多大なるご協力の下、関係団体発行の機関誌等には毎月記事の掲載を行い、定期的な情報提供、広報を実施しました。 (関係団体機関誌等掲載件数：43件（25年度）→62件（26年度）)</p>	「船員保険通信」配付内訳		被保険者	約59,000部	船舶所有者	約5,000部	合計	約64,000部	「船員保険のしおり」配付内訳		被保険者 (被扶養者)	約42,000部	疾病任意継続被保険者 (被扶養者)	約11,000部	合計	約53,000部	「船員保険のご案内」配布内訳		労働基準監督署	約5,500部	年金事務所	約2,900部	協会支部	約2,100部	合計	約10,500部
「船員保険通信」配付内訳																											
被保険者	約59,000部																										
船舶所有者	約5,000部																										
合計	約64,000部																										
「船員保険のしおり」配付内訳																											
被保険者 (被扶養者)	約42,000部																										
疾病任意継続被保険者 (被扶養者)	約11,000部																										
合計	約53,000部																										
「船員保険のご案内」配布内訳																											
労働基準監督署	約5,500部																										
年金事務所	約2,900部																										
協会支部	約2,100部																										
合計	約10,500部																										
<p><自己評価></p> <p><前ページからの続き></p> <p>25年度よりもページ数を増やし（8ページから10ページに増）内容を充実させました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者や船舶所有者の声を収集する取組みとして、メールマガジン上においてメールマガジンの内容等に関するWEBアンケートを実施し、その結果を以後のメールマガジン作成に反映することで、メールマガジン登録者との双方向のコミュニケーションを図ることにより、加入者や船舶所有者との距離感を縮めるよう努めました。 ・「船員保険通信」については、「見やすさ・分かりやすさ」に対する満足度や事業の認知度、今後、強化すべき取組み等についてアンケートを実施しましたが、「見やすさ・分かりやすさ」については、被保険者の約85%、船舶所有者の約90%の方が「満足」又は「やや満足」と回答されたことから、おおむね評価いただけたものと考えています。 <p><次ページに続く></p>	<p><構成員ご意見></p> <p><最終評価></p>																										

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等
1. 保険運営の企画・実施 (2) 情報提供・広報の充実	
前掲のとおり	<事業報告（概要）>
<自己評価> <前ページからの続き> また、今後、強化すべき取組みについては、被保険者では約55%の方が、船舶所有者の方では約62%の方が「一般的な制度の周知」を挙げられたことから、ホームページやメールマガジンに加え、関係団体発行の機関誌等に、高額療養費制度改正や限度額適用認定証の利用、あるいは下船後の療養補償制度等、制度に関する記事を中心に掲載するなど、その周知・広報に努め、アンケート結果を踏まえた取組みを進めました。 ・機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施するため、関係団体（6団体）へ毎月広報協力依頼を実施し、無償にて関係団体機関誌等への記事掲載を行いました。 26年度は62件となり25年度の43件と比較して大幅に増加しました。 (対前年度比44.2%増加)	<構成員ご意見>
	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等		
1. 保険運営の企画・実施 (3) ジェネリック医薬品の使用促進				
<p>【評価の視点】 更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、広報を強化するとともに、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施しているか。</p>		<p><事業報告（概要）> 船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進に向け、以下の取組みを実施しました。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスについては、26年度は年度内に2回の通知を行いました。 ・25年度に引き続き、ジェネリック医薬品希望シールを送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくしました。 ・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報を行いました。</p> <p>【ジェネリック医薬品軽減額通知】 先発医薬品を長期服用している25歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。26年度においては、通知対象レセプトの拡大や通知対象医薬品の見直しを行い、1回目通知は26年9月に7,672通を送付し、2回目通知は27年2月に6,065通を送付しました。通知者のうち、3,549人がジェネリック医薬品に切り替えていただき、これによる医療費の軽減効果は、1ヶ月あたり約628万円、単純に1年間に推計すると年間約7,540万円の財政効果となりました。</p> <p><ジェネリック医薬品軽減額通知効果額（推計）> 25年度 約3,250万円 → 26年度 約7,540万円 <ジェネリック医薬品への切替者数> 25年度 2,102人 → 26年度 3,549人</p> <p>【ジェネリック医薬品使用割合（新指標）】 ・数量ベース 26年3月分 54.7% → 27年3月分 61.9% ・金額ベース 26年3月分 30.2% → 27年3月分 37.5%</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 通知対象レセプトの拡大（2か月分→3か月分）等により、通知の送付対象者数を8,385名から13,737名へと約1.6倍増やして通知を実施した結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約2.3倍の約7,540万円の財政効果をあげることができました。 ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約75,000枚配付するなどの取組みを進めました。 船員保険のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は、前述した各般的の施策を進めた結果、27年3月時点で61.9%であり、医療保険全体の使用割合の平均を上回る水準で推移してきており、国が29年度末における達成目標として定めた目標値である60%を達成することができます。 		<p>S</p>	<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽減額通知の送付数の拡充による切替者数の増加とジェネリック医薬品使用率の向上によって財政効果を得ていることを評価する。 ●ジェネリック医薬品の使用促進の取組みについては、切替者数も医療費削減額効果も大幅に増加しており、高く評価できる。 ●取組が着実に進んでいる。 ●ジェネリック医薬品への切替率が高いことから、今後は通知と併せて生活習慣改善の必要性など健康意識の啓発を図る施策を検討することも有用と思われる。 ●ジェネリック医薬品軽減通知送付者数を増やしたことにより、ジェネリック医薬品への切替者数が上昇し、財政効果を大幅に拡大したことは高く評価できる。 ●ジェネリック使用割合が、国の29年度目標値をクリアできたことも評価に値する。 	
		<p><最終評価></p> <p>■ジェネリック医薬品軽減額通知を拡充する等の取組みにより、切替者数が上昇し、財政効果が大幅に拡大したことは高く評価する。</p>		

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等										
1. 保険運営の企画・実施 (4) 健全かつ安定的な財政運営の確保												
<p>【評価の視点】 医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。 準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。</p>		<p><事業報告（概要）> 26年度においては、収入が約470億円であり、支出は約444億円で、収支差は約25億円であり、船員保険の直近の財政状況は比較的安定していますが、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費は増加傾向にあり、それらを踏まえた船員保険の中長期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告するとともに、今後の保険料率等を検討するなど、安定的な財政運営に努めました。</p> <p>船員保険の準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、安全確実を旨とする運用を行うこととしており、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しておりますが、26年度の運用益は約86百万円であり、確実に利益を上げています。</p> <p>なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しています。</p> <p>【26年度運用状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(25年度)</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末運用資産残高 :</td> <td>(約302億円)</td> <td>約303億円</td> </tr> <tr> <td>実現利回り :</td> <td>(0.288%)</td> <td>0.285%</td> </tr> </tbody> </table>			(25年度)	26年度	年度末運用資産残高 :	(約302億円)	約303億円	実現利回り :	(0.288%)	0.285%
	(25年度)	26年度										
年度末運用資産残高 :	(約302億円)	約303億円										
実現利回り :	(0.288%)	0.285%										
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 支出面においては、ジェネリック医薬品使用促進やレセプト点検の効果的な推進など医療費適正化の取組みや被扶養者資格の再確認などを通じ適正な支出に努めるとともに収入面においては、被保険者の保険料負担の軽減を図るために準備金を活用しつつ必要な保険料財源を確保することにより安定的な財政運営に努めました。 船員保険の準備金については、安全かつ有利な運用を行うこととされていることから、26年度においても、満期保有による国債での運用を行い、国債の金利低下の市況ではありましたか、利回りは、25年度の0.288%に対し、26年度は0.285%とほぼ前年並みの利回りを確保することができました。 		B	<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定的な財政運営を持続させていると受け止めている。 ●安定的な財政運営の取組みには、基本的にはヘルス事業の取組みが必要であり、総合的な取り組みを進めるべき。なお、準備金の運用については、今後も健全かつ安定的な管理運用に努める必要がある。 ●収入、支出、準備金とも安定的な財政運営を図っていることが認められる。 									
		<p><最終評価></p> <p>■当該年度においては、安定的な財政運営を確保するよう努めているが、これを継続するために、今後ともヘルス事業を含めた総合的な取組みを進める必要がある。なお、準備金の運用については、今後も健全かつ安定的な管理運用に努める必要がある。</p>		B'								

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) サービス向上のための取組み	<p>【評価の視点】</p> <p>職務外給付については、サービススタンダード(10営業日以内)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施しているか。</p> <p>意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるため、加入者等の意見を積極的に収集し、更なるサービス向上を図っているか。</p> <p>お客様満足度調査を継続的に実施しているか。</p> <p>申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進めているか。</p> <p><事業報告（概要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービススタンダード達成への取組み <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通じて100%を達成、維持することができました。また、平均所要日数は5.90日でした。 ・保険証の発行に要する日数については、26年度の平均は2.00日(25年度は2.00日)であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても、1.99日(25年度は2.12日)であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。 ○ お客様満足度調査 <ul style="list-style-type: none"> 加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証及び傷病手当金、高額療養費、休業手当金の支給決定通知書の送付時にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。 	
<次ページに続く>	<次ページに続く>	
<自己評価>	A	
<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等の職務外給付の支給にあたっては、引き続き申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、サービススタンダードについて、年度を通じて100%を達成することができました。 ・保険証の交付については、船員保険部においては、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて船員保険システムに資格情報の入力処理を行う必要があるなかで、平均交付日数は、2.00日と目標の3営業日以内を達成しました。(疾病任意継続被保険者については1.99日) ・お客様満足度調査結果については、すべての項目において25年度実績を上回っており、「職員の応接態度」では92.4%、「手続き方法」では85.9%と、全般的に高い評価をいただきました。 	<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービススタンダードの達成、お客様満足度全項目での上昇等があり、取り組みによる成果を得ていることが認められる。 ●サービススタンダードの達成率100%、保険証発行の目標を達成したこと、また、お客様満足度も前年を上回っていること、さらにサービス向上のための様々な取組みは評価できる。 ●サービススタンダードにおいて目標値を達成していること、お客様満足度においては前年度を上回っていること、またサービス向上委員会の検討等でサービス向上のための取組みが強化されていることは、高く評価できる。 	<p><最終評価></p> <p>■サービススタンダードの達成率は目標を達成し、お客様満足度については前年度を上回ったことに加え、サービス向上のための様々な取組みを強化したことについては高く評価する。</p>
<次ページに続く>	A'	

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等																														
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) サービス向上のための取組み	<p><事業報告（概要）> <前ページからの続き> [実施期間、送付及び回収数] 26年8月～27年2月、送付数：5,176名、回収数：739名（回収率14.3%）</p> <p>お客様満足度調査実施結果（全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>対前年度比（25：26）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務処理に要した期間に対する満足度</td><td>38.9%</td><td>43.8%</td><td>75.1%</td><td>79.0%</td><td>3.9 ポイント</td></tr> <tr> <td>手続き方法に対する満足度</td><td>33.0%</td><td>39.8%</td><td>85.7%</td><td>85.9%</td><td>0.2 ポイント</td></tr> <tr> <td>職員の応接態度に対する満足度</td><td>59.5%</td><td>54.8%</td><td>91.9%</td><td>92.4%</td><td>0.5 ポイント</td></tr> <tr> <td>サービス全体としての満足度</td><td>38.6%</td><td>47.5%</td><td>81.3%</td><td>83.5%</td><td>2.2 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>※満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」または「やや満足」と回答した方の割合です。 ※回答の選択肢が24年度までは「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の5肢、25年度からは「満足、やや満足、やや不満、不満」の4肢となっています。</p> <p>○ 電話等による苦情・意見等 ・苦情：5件（25年度16件）　・ご意見・ご提案：22件（25年度34件）　・お礼・お褒めの言葉：12件（25年度16件）</p> <p><次ページに続く></p>	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	対前年度比（25：26）	事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	3.9 ポイント	手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	0.2 ポイント	職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	0.5 ポイント	サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	2.2 ポイント
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	対前年度比（25：26）																										
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	3.9 ポイント																										
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	0.2 ポイント																										
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	0.5 ポイント																										
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	2.2 ポイント																										
<自己評価> <前ページからの続き> ・26年度も25年度に引き続き「サービス向上委員会」を開催し、お客様満足度調査の内容や電話相談等のご意見等を基に、お客様目線で業務改善策を検討した結果、記載不備の多い申請書のレイアウト見直しや申請書送付時における必要書類の明示による不備返戻の防止を図ることにより、処理期間の短縮に努めました。 また、26年度から開始している旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊助成事業については、継続して広報は行っているものの、アンケート調査結果等から加入者等の周知不足は否めないことからホームページに特設バナーを設置し、より多くの方に認知いただけるよう工夫を行いました。	<p><構成員ご意見></p> <p><最終評価></p>																														

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) サービス向上のための取組み		
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）> <前ページからの続き></p> <p>○ 26年度においては、アンケート結果や電話相談等のご意見等を基にお客様満足度の改善に向け、次の取組みを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・疾病任意継続被保険者の資格喪失届の一部見直し (喪失理由によって様式を分け、記載内容の簡略化を図る)・高額療養費支給申請書の一部見直し (一般的な処理期間の明示、不備の多い記入箇所のレイアウト変更)・旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊助成事業の周知不足に対する対応 (ホームページに特設バナーを設置) <p>※3点目については、「船員保険通信」に同封したアンケート結果に基づく改善点</p>	
<自己評価>	<構成員ご意見>	<最終評価>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等																																							
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (2) 高額療養費制度の周知																																									
<p>【評価の視点】 加入者等に対し、所得区分の改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知する等、円滑な業務運営に努めているか。 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。</p>		<p><事業報告（概要）></p> <p>27年1月から高額療養費制度の改正が実施されたことから、制度改正に関するリーフレットを作成し、すべての被保険者及び船舶所有者にお送りしました。リーフレットにおいては、制度改正の詳細とともに、高額療養費制度全般に関するご説明や限度額適用認定証の利用方法等についても併せて情報提供しました。</p> <table border="1"> <caption>限度額適用認定証</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>交付枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>3,591</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>3,798</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>5.8%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>高額療養費支給額（現物給付）</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>10,564</td> <td>1,223,837</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>10,684</td> <td>1,243,250</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>1.1%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>高額療養費未申請の方には、あらかじめ申請内容等を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。</p> <table border="1"> <caption>高額療養費未申請者勧奨件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>2,101</td> <td>17か月分（23年11月～25年3月診療分）</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1,615</td> <td>12か月分（25年4月～26年3月診療分）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>高額療養費支給額（現金給付）</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>3,206</td> <td>166,573</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>2,833</td> <td>145,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>【高額療養費制度の周知実績】</p> <p>26年5月 船舶所有者に限度額適用認定証に関するリーフレットを配付することにより、加入者へ周知（約4,000枚） 26年12月 全加入者及び船舶所有者に、高額療養費制度（改正内容詳細含む）及び限度額適用認定証の利用方法に関するリーフレットを配付 このほかに、関係団体機関誌等に高額療養費制度及び限度額適用認定証に関する広報記事を掲載いただきました。</p>			交付枚数	25年度	3,591	26年度	3,798	対前年度比	5.8%		件数	金額（千円）	25年度	10,564	1,223,837	26年度	10,684	1,243,250	対前年度比	1.1%	1.6%		件数	月数	25年度	2,101	17か月分（23年11月～25年3月診療分）	26年度	1,615	12か月分（25年4月～26年3月診療分）		件数	金額（千円）	25年度	3,206	166,573	26年度	2,833	145,787
	交付枚数																																								
25年度	3,591																																								
26年度	3,798																																								
対前年度比	5.8%																																								
	件数	金額（千円）																																							
25年度	10,564	1,223,837																																							
26年度	10,684	1,243,250																																							
対前年度比	1.1%	1.6%																																							
	件数	月数																																							
25年度	2,101	17か月分（23年11月～25年3月診療分）																																							
26年度	1,615	12か月分（25年4月～26年3月診療分）																																							
	件数	金額（千円）																																							
25年度	3,206	166,573																																							
26年度	2,833	145,787																																							
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価>																																						
<p>・高額療養費制度所得区分の改正については、27年1月からの施行に向けて、改正内容等に関するリーフレットを作成し、「船員保険通信」の送付時に同封することにより、すべての被保険者及び船舶所有者に配付したほか、ホームページやメールマガジンによる広報に加えて、関係団体の機関誌等にも改正内容や関連する限度額適用認定証の利用促進に関する広報の掲載を繰り返しあお願いするなど、積極的にその周知・広報を図りました。</p> <p>また、その際には、所得区分の改正内容だけでなく、高額療養費制度全般や限度額適用認定証の利用促進についても、併せて積極的に情報提供することにより、高額療養費制度全体に対する加入者の理解の促進に努めたところですが、その結果、高額療養費の現物給付分は、対前年度で件数が1.1%増、金額が1.6%増と微増であった中で、限度額適用認定証の交付枚数は対前年度で5.8%増となりました。</p> <p><次ページに続く></p>		<p>●加入者の立場に立った活動と各指標の向上を評価する。</p> <p>●本人の利便性や事務の効率化の点からも一層の現物給付化を進めるべき。併せて支給申請勧奨についても引き続き進めるべき。これらの取組みについては評価できる。</p> <p>●高額療養費の限度額適用認定証の交付、高額療養費の現物給付において前年度を上回る実績となっており、制度の周知と活用に努めたことが認められる。</p>	<p>■高額療養費制度の周知等の取組みにより、限度額適用認定証の交付枚数や高額療養費の現物給付分が前年度を上回ったことについては評価する。今後も引き続き、一層の現物給付化と支給申請勧奨に努められたい。</p>																																						

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (2) 高額療養費制度の周知 (前掲のとおり)	<事業報告（概要）>	
<自己評価> <前ページからの続き> ・高額療養費の支給申請の勧奨については、その実施時期を、24年度までの「受診時から約2年後の時点」から「1年経過後」に速めるため、集中的に実施した25年度と比べると、勧奨件数、給付金額ともに下回っていますが、26年度は、年間を通して受診時から1年経過後の勧奨を確実に実施することができたとともに、勧奨によらず提出された申請書の審査時に、合算対象となるレセプトが発見された場合は、速やかに勧奨を行い、給付につなげるなど、そのサービスの向上に努めました。	<構成員ご意見>	
		<最終評価>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等		
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (3) 職務上上乗せ給付等の申請勧奨				
<p>【評価の視点】</p> <p>未申請者に対し、職務上上乗せ給付や特別支給金の申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めているか。</p>		<p><事業報告（概要）></p> <p>労災保険給付（休業補償、障害補償等）に上乗せして支給する「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給の可否を判断するにあたっては、労災保険給付の受給者情報（以下「受給者情報」といいます。）が必要となるため、協会では、国においてデータ抽出が可能であった24年9月以降の受給者について、受給者情報の提供を受け、申請勧奨等を逐次進めてきたところですが、「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給は、22年1月に遡って適用されることとされたことから、同時に、22年1月から24年8月までの間における受給者情報の入手が、業務の円滑な実施を図る上で重要な課題となっていました。</p> <p>このため、協会では、25年度から26年度にかけて、データ抽出システム構築への協力等を通じて、国におけるデータ抽出作業を促進し、26年6月末に、これら期間に係る受給者情報、約7,000件を一括して入手したところです。</p> <p>これを踏まえて、26年度においては、従来の、国から毎月提供される受給者情報に基づく申請勧奨の取組み（598人分）を進める一方で、国から一括提供を受けた約7,000件の受給者情報について、集中的に処理を行いました。</p> <p>約7,000件のデータは、受給者の重複等を整理したところ、受給者数では2,445人分に相当しましたが、これらの者一人ひとりについて、「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給対象となるか否かの判定を行ったところ、874人が支給対象となることが確認され、26年度においては、このうち805人（対象者の92.1%）について申請勧奨を終えることができました。（なお、残りの69名についても全員、27年6月半ばまでに勧奨を終えています。）</p> <p>その結果、26年度においては、前年度の622人分を大きく上回る1,403人分の申請勧奨を実施することができました。</p> <p>なお、「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給については、ホームページ等における情報発信に加え、関係団体の協力等も得て、その機関誌等において、制度のご案内等を定期的に実施しました。</p>		
<自己評価>	S	<構成員ご意見>	<最終評価>	
<ul style="list-style-type: none"> 26年度における職務上の上乗せ給付等の申請勧奨については、懸案であった22年1月から24年8月までの間における受給者情報の入手について、国等との連携を進めたことにより、その実現が図られたところであります、当該データを集中的に処理することにより、申請勧奨の取組みを一気に加速させることができました。 具体的には、従来の、国から毎月提供される受給者情報に基づく申請勧奨の取組み（598人分）を着実に実施した上で、一時期に集中して提供された、24年8月以前の受給者情報、2,445人分について、一人ひとり、職務上の上乗せ給付等の支給対象となるか否かの判定を行って、874人が支給対象となることを確認し、このうち805人（対象者の92.1%）について申請勧奨を終えることができ、合計では、25年度の622人分を大きく上回る、1,403件の申請勧奨を実施することができました。 		<ul style="list-style-type: none"> ■未申請者に対する申請勧奨の取組みにより、申請勧奨者数が昨年を大幅に上回ったことは高く評価する。 		

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (4) 保険給付等の業務の適正な実施			
<p>【評価の視点】 保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図っているか。 下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施する等、不適切な申請事例に対する厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。</p>		<p><事業報告（概要）></p> <p>保険給付の審査にあたっては、申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めています。不正請求が疑われる案件については、船員労働の特殊性に十分配慮した上で、必要に応じ日本年金機構に照会し、その回答を踏まえて判断していますが、26年度においては、実地調査に至る案件はありませんでした。</p> <p>下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付すること等により周知を図る一方、関係団体の機関誌等においても、複数回にわたって広報記事を掲載いただき、周知に努めました。</p> <p>柔道整復施術療養費に関しては、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者に文書による照会を実施(703件)するとともに、加入者には「医療費通知」を送付する際に、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを同封しました。</p> <p>このほかに関係団体の機関誌等に適正受診に係る広報記事を掲載いただきました。</p>	
<p><自己評価></p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付については、被保険者や担当医への照会や船員保険部の審査医師の審査を通じ適正な給付に努めています。また、不正請求が疑われる案件については、船員労働の特殊性に十分配慮しつつ、必要に応じ日本年金機構へ照会するなど、適正な給付に努めました。 ・ 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適切な受診がなされるよう、関係団体の機関誌への掲載のほか、加入者には「医療費のお知らせ」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、リーフレットの配布等を行い制度の趣旨や仕組みについて周知を図りました。 		<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船員という勤務環境の加入者、船舶所有者という事業主、これらの特性に対応することを旨として、常に業務運営していることを評価する。 ● 柔道整復施術療養費の文書照会など引き続きの取り組みが必要。 ● 不正請求の疑義に対して、被保険者本人、担当医師、日本年金機構等に照会し、給付の適正化に努めていることが認められる。 ● 下船後の療養補償に関する広報活動、柔道整復施術療養費に関する広報活動についても積極的に取り組んでいることが認められる。 	
<p><次ページに続く></p>		<p><最終評価></p> <p>A'</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不正請求の疑義に関しては、適切な対応を行い給付の適正化に努めるとともに、下船後の療養補償に関する広報活動等についても積極的に取り組んでいることについては評価する。今後も引き続き、保険給付等の業務の適正な実施に向け取り組まれたい。 	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (4) 保険給付等の業務の適正な実施	
前掲のとおり	<事業報告（概要）>
<自己評価> <前ページからの続き> ・柔道整復施術療養費については、26年度の支給額は約154百万円（25年度156百万円）、件数は、36,486件（25年度37,348件）と25年度を下回っており、加入者への多部位・頻回受診等に対する文書照会や適正な受診に係る広報を実施すること等により、適正受診の促進を図っています。	<構成員ご意見>
	<最終評価>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等												
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (5) レセプト点検の効果的な推進													
<p>【評価の視点】 自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検の実施に向けた取組みを進めるとともに、研修の充実等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。 点検の効果があった事例を集約し、より有効なシステムによるチェックを実施しているか。</p> <p>【目標指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者1人当たり診療内容等査定効果額：25年度を上回る <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額 ・被保険者1人当たり内容点検効果額 	<p><事業報告（概要）></p> <p>26年度においては、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）の開発を進め、10月からこれを稼働させることにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。</p> <p>また、25年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打ち合わせにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。</p> <p>なお、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、25年度と比べ、5.8%減少しました。</p> <p>【目標指標】加入者一人当たり診療内容等査定効果額</p> <table> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容点検 120円</td> <td>113円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【検証指標】被保険者一人当たりレセプト点検効果額</p> <table> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容点検 1,994円</td> <td>1,263円</td> </tr> <tr> <td>資格点検 4,246円</td> <td>5,172円</td> </tr> <tr> <td>外傷点検 760円</td> <td>791円</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	内容点検 120円	113円	25年度	26年度	内容点検 1,994円	1,263円	資格点検 4,246円	5,172円	外傷点検 760円	791円
25年度	26年度												
内容点検 120円	113円												
25年度	26年度												
内容点検 1,994円	1,263円												
資格点検 4,246円	5,172円												
外傷点検 760円	791円												
<p><自己評価></p> <p>内容点検は、26年度においては、10月から疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）を導入することにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努め、再審査請求件数の向上等を図ったところです。</p> <p>また、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめ、査定事例集を作成・共有する取組みや点検員への実務研修の実施等の取組みを継続し、引き続き、点検員のスキル向上ができました。</p> <p>なお、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、25年度と比較すると7円減の113円となり、5.8%減少しました。</p>	B												
<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続きの取組みに期待する。 ●支払基金の査定結果の一部が翌年度に持ち越された等の要因はあるが、1人当たり診療内容査定効果額が、前年を下回ったことは、課題である。 ●今後、自動点検システムの活用などで、目標達成に向けて取り組むことが必要である。 ●10月から自動点検システムが導入されたが、効果額等にはそれによる成果がまだ明確にあらわれていない。 ●今後の影響に注目したい。 													
<p><次ページへ続く></p>	B'												

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等																																							
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (5) レセプト点検の効果的な推進																																									
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p>(参考)</p> <p>26年1月及び27年1月における査定件数の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払基金の再審査実施年月</th> <th>査定件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年3月</td> <td>26件</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>26年4月</td> <td>49件</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>26年5月</td> <td>21件</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>27年6～9月</td> <td>3件</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">26年度へ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払基金の再審査実施年月</th> <th>査定件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年2月</td> <td>1件</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>27年3月</td> <td>2件</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>27年4月</td> <td>144件</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>27年5月</td> <td>59件</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>27年6月</td> <td>9件</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">27年度へ</p> <p>※支払基金へ再審査請求がなされたレセプトは、請求月から約2～5か月で、支払基金の審査を完了します。</p>		支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合	26年3月	26件	26%	26年4月	49件	49%	26年5月	21件	21%	27年6～9月	3件	3%	合計	99件		支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合	27年2月	1件	1%	27年3月	2件	1%	27年4月	144件	67%	27年5月	59件	27%	27年6月	9件	4%	合計	215件	
支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合																																							
26年3月	26件	26%																																							
26年4月	49件	49%																																							
26年5月	21件	21%																																							
27年6～9月	3件	3%																																							
合計	99件																																								
支払基金の再審査実施年月	査定件数	割合																																							
27年2月	1件	1%																																							
27年3月	2件	1%																																							
27年4月	144件	67%																																							
27年5月	59件	27%																																							
27年6月	9件	4%																																							
合計	215件																																								
<自己評価>	<構成員ご意見>	<最終評価>																																							
<前ページからの続き> <p>この要因としては、自動点検システムの稼働が年度後半からとなり、その点検効果が年度内に十分反映できなかつたことや、支払基金での27年3月の再審査査定結果で反映されるべき査定効果額の一部が27年度当初に持ち越したこと（（参考）を参照）等が影響したものと考えております。</p> <p>今後は、再審査請求件数が自動点検システム導入後の半年間を見た場合、前年同期対比で35.6%増となっていることから、自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施を推進してまいります。</p>																																									

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (6) 被扶養者資格の再確認	<p>【評価の視点】 被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。</p> <p><事業報告（概要）> 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。 被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。</p> <p>【依頼日】 ・26年5月 ・26年7月（再依頼）</p> <p>【送付対象者数】 ・船舶所有者：4,017件（被扶養者数：37,707人）</p> <p>【提出状況】 ・船舶所有者件数：3,734件（提出率：約93%）</p> <p>【扶養削除数】 ・222人</p> <p>【財政効果】 ・高齢者医療制度への支援金等は約1,600万円軽減される見込み。</p>
<自己評価>	A
26年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の再確認を着実に実施することができました。 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体へ広報協力を依頼したほか、協会ホームページに記事を掲載し、協力依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。このような取組みの結果、被扶養者状況リストの提出状況については、船舶所有者からの提出率でみると約93%、被扶養者単位の提出率でみると約96%と、それぞれ前年度と同様の成果をあげることができました。なお、扶養者資格削除人数（222人）については、25年度に被扶養者資格の再確認を実施したことにより届け出の適正化が推進された効果か、25年度（238人）との比較では僅かながら減少しましたが、高齢者医療制度への支援金が約1,600万円軽減されるなど、被保険者や船舶所有者の保険料負担の軽減につながる着実な成果があがりました。	<構成員ご意見>
	B
	<最終評価>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等																												
2. 船員保険給付等の円滑な実施 (7) 無資格受診者等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	<p>【評価の視点】 債権発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を実施しているか。 発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。</p> <p>【事業報告（概要）</p> <p>無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されない方に対して、日本年金機構および船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。</p> <p>【保険証回収率】</p> <p>25年度 95.8% → 26年度 95.8%</p> <p>発生した債権については、新たな催告ルールを策定し、文書による催告、内容証明郵便による催告、支払督促等の法的手続を実施し、債権の回収強化に努めました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">催告スケジュール</th> <th colspan="4">催告方法及び催告スケジュール</th> </tr> <tr> <th></th> <th>催告実施者</th> <th>実施時期</th> <th>債権額</th> <th>1か月後</th> <th>3か月後</th> <th>6か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初回催告</td> <td>日本年金機構</td> <td>喪失処理より2週間以内</td> <td>5万円以上</td> <td>文書催告 (無資格受診分のみ)</td> <td>文書催告</td> <td>内容証明郵便による文書催告</td> </tr> <tr> <td>2回目催告</td> <td>船員保険部</td> <td>喪失月より2か月後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内容証明郵便での最終催告後、法的手続きへ移行</td> </tr> </tbody> </table>	催告スケジュール			催告方法及び催告スケジュール					催告実施者	実施時期	債権額	1か月後	3か月後	6か月後	初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内	5万円以上	文書催告 (無資格受診分のみ)	文書催告	内容証明郵便による文書催告	2回目催告	船員保険部	喪失月より2か月後				内容証明郵便での最終催告後、法的手続きへ移行
催告スケジュール			催告方法及び催告スケジュール																										
	催告実施者	実施時期	債権額	1か月後	3か月後	6か月後																							
初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内	5万円以上	文書催告 (無資格受診分のみ)	文書催告	内容証明郵便による文書催告																							
2回目催告	船員保険部	喪失月より2か月後				内容証明郵便での最終催告後、法的手続きへ移行																							
<自己評価>	A																												
<構成員ご意見>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証回収率の維持向上を図っていることを評価する。 ●債権の現年度調停額の収納率に一定の実績をあげていることに着目する。 ●債権残高には性質が異なる種類の債権を含んでいるので、これを分類整理し、収納率等を分析して、対処することが望まれる。 ●保険証回収、債権回収の法的手続きなど地道な取り組みで前年実績を維持したことを評価する。 ●資格喪失者からの保険証回収率が高く維持されている。 ●債権回収についても強化策が講じられている。 																												
<最終評価>	A'																												

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等	
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (1) 保健事業の効果的な推進			
<p>【評価の視点】 「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業の実施を図っているか。 第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るために取組みを実施しているか。</p> <p>【目標指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査実施率：被保険者 38.5% 被扶養者 14.0% ・船員手帳健康証明データ取込率：26.0% ・特定保健指導実施率：被保険者 13.0% 被扶養者 6.0% 		<p><事業報告（概要）></p> <p>○船員保険データヘルス計画の作成 システム上利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者について、メタボリックの保有率及び喫煙率の減少を柱とする「船員保険データヘルス計画」を策定し、今後、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上での方向性及び課題を明確化しました。 特定健診及び特定保健指導の実施率の向上については、より多くの加入者の方々に健診等を利用いただけるよう、広報活動の強化や健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化、費用負担の軽減等の取組みを引き続き推進しました。船員保険においては、保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に実施していくため、健診結果データ等の分析に基づき、加入者のメタボリック保有率及び喫煙率の減少を目的とした「船員保険データヘルス計画」を策定しました。</p> <p>○実施率向上のための取組み 26年度において、被保険者については、引き続き船の入出港に合わせた時間帯での健診車による健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施するとともに、以下の取組みを行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げ（5%→8%）に伴い、生活習慣病予防健診の保険者負担額の引き上げを行いました（自己負担分も引き上げ） ・年度途中の新規加入者について、これまでには、本人から申請があった場合のみ受診券を発行していましたが、26年度より、本人からの申請の有無にかかわらず該当する全ての方に交付することとし、手続きの簡略化及び制度の周知を図りました。（26年度途中加入者への交付：1,583件） ・生活習慣病予防健診又は特定保健指導を年度半ばを過ぎても受診されていない加入者に対して実施する受診勧奨に合わせ、新たな広報手段であるメールマガジンも活用して、受診の呼びかけを行いました。（26年11月号にて配信） </p>	
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価>
<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の実施にあたっては、第一に、システム上利用できるデータに制約がある中、健診データ等を中心に分析を行った結果、船員保険の加入者、とりわけ被保険者について、メタボリックの保有率及び喫煙率の減少を柱とする「船員保険データヘルス計画」を策定し、今後、船員の方々の健康づくりを効果的に支援していく上での方向性及び課題を明確化することができました。 ・今後は、これを踏まえて、関係団体や船舶所有者等とも問題意識の共有を進め、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を図っていくことができるものと考えます。 ・被保険者の健診については、巡回健診について実施回数の増や利便性の向上を図るなどの取組みを進めるなどしたものの、受診率がわずかに前年度を上回るにとどまりましたが、被扶養者の健診については、25年度において、健診内容の充実を通じて受診を促す観点から、「生活 	<p style="text-align: right;"><次ページに続く></p>	<p style="text-align: right;">A'</p> <ul style="list-style-type: none"> ■実施率の向上に向けた取組みに様々な工夫がなされ、着実に成果が現れてきていることについては評価する。 ■依然として、被保険者の特定健康診査実施率と船員手帳データ取込率については目標に達していない状況である。今後は、被保険者の特定健康診査実施率の向上等のための取組みを強化することにより、一層の実施率等の向上に向けた取組みを推進する必要がある。 ■加入者の利用が多い健診機関を活用した事業を展開することの有用性についても検討されたい。 	

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (1) 保健事業の効果的な推進	
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p>被扶養者については、受診意欲の向上及び受診機会の拡大を目指し、新たに以下の取組みを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げ（5%→8%）に伴い、特定健康診査・特定保健指導の保険者負担上限額の引き上げを行い、集合契約Aの健診実施機関においては、引き続き無料で受けられるようにしました。 ・巡回健診について、駅周辺など被扶養者の方が利用しやすい利便性の高い場所での開催についても検討し、実施しました。（3/22 新潟市、3/28 木更津市） ・被扶養者に健診に対する興味を持っていただくため、巡回健診の際、オプショナル検査として肌年齢測定を試行的に追加実施しました。（3/22 新潟市、3/28 木更津市） <p>船員手帳の健康証明書データ（26年度分）の取得にあたっては、26年度中に提供いただけなかった船舶所有者（約3,300社）に対し27年6月末にデータの提供依頼を行っています。</p> <p>特定保健指導実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数が確認できるようにしました。前年度との比較はできませんが、26年度の保健指導実施率は、被保険者が13.3%、被扶養者が12.4%となり、いずれも目標値（被保険者13.0%、被扶養者6.0%）を上回る結果となっています。</p> <p><次ページに続く></p>
<自己評価>	<p>△</p>
<p><前ページからの続き></p> <p>習慣病予防健診」を受診可能としたことや、受診券の送付を自宅直送に切り替えたことなどが、受診率向上に繋がったことから、26年度においても引き続き実施したほか、新たな取組みとしてオプショナル検査を試行的に実施する等した結果、受診者数は確実に伸びて、26年度における健診実施率は前年度比1.3ポイント増の15.7%となり、25年度に引き続き、目標値（14.0%）を上回る成果をあげることができました。</p> <p>・特定保健指導の実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数が、より正確に確認できるように見直しを行いました。その結果、船員手帳の健康証明書データ（26年度分）提供者のうちに保健指導の対象となる者がどの程度いる</p> <p><次ページに続く></p>	<p><構成員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の健診について、巡回健診の回数の増加や受診手続きの簡略化などさまざまな推進策が講じられている。 ●被扶養者に対する健診についても、さまざまな工夫が行われ、受診率が上昇している。 ●船舶所有者からの健康証明書データの提供を受けたことも、今後の活動に結びつくものとして評価できる。 <p>△</p>
	<p><最終評価></p> <p>△</p>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画		評価等																													
3. 保健・福祉事業の着実な実施																															
(1) 保健事業の効果的な推進																															
前掲のとおり		<事業報告（概要）>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特定健康診査実施率</th> </tr> <tr> <th></th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者</td><td>35.7%</td><td>35.9%</td><td>0.2ポイント増</td></tr> <tr> <td>被扶養者</td><td>14.4%</td><td>15.7%</td><td>1.3ポイント増</td></tr> </tbody> </table>		特定健康診査実施率					25年度	26年度	前年度比	被保険者	35.7%	35.9%	0.2ポイント増	被扶養者	14.4%	15.7%	1.3ポイント増	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">特定保健指導実施率</th> </tr> <tr> <th></th><th>25年度</th><th>26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者</td><td>5.3%</td><td>13.3% (5.3%)</td></tr> <tr> <td>被扶養者</td><td>4.2%</td><td>12.4% (3.7%)</td></tr> </tbody> </table>		特定保健指導実施率				25年度	26年度	被保険者	5.3%	13.3% (5.3%)	被扶養者	4.2%	12.4% (3.7%)
特定健康診査実施率																															
	25年度	26年度	前年度比																												
被保険者	35.7%	35.9%	0.2ポイント増																												
被扶養者	14.4%	15.7%	1.3ポイント増																												
特定保健指導実施率																															
	25年度	26年度																													
被保険者	5.3%	13.3% (5.3%)																													
被扶養者	4.2%	12.4% (3.7%)																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">船員手帳の健康証明書データ取得率</th> </tr> <tr> <th>25年度</th><th>26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.1%</td><td>25.0% ※</td></tr> </tbody> </table>		船員手帳の健康証明書データ取得率		25年度	26年度	21.1%	25.0% ※																						
船員手帳の健康証明書データ取得率																															
25年度	26年度																														
21.1%	25.0% ※																														
		※（ ）内の数値は、当該年度中に初回面談～6か月評価までを終えた者を実施者とする、25年度と同じ方法で算出した場合の実施率です。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4"><参考> 生活習慣病予防健診実施機関数</th> </tr> <tr> <th></th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病予防健診実施機関数</td><td>137機関</td><td>202機関</td><td>204機関</td></tr> <tr> <td>被保険者特定保健指導実施機関数</td><td>37機関</td><td>79機関</td><td>81機関</td></tr> </tbody> </table>		<参考> 生活習慣病予防健診実施機関数					24年度	25年度	26年度	生活習慣病予防健診実施機関数	137機関	202機関	204機関	被保険者特定保健指導実施機関数	37機関	79機関	81機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">巡回健診実施状況</th> </tr> <tr> <th></th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td><td>314回</td><td>315回</td><td>330回</td></tr> </tbody> </table>		巡回健診実施状況					24年度	25年度	26年度	実施回数	314回	315回	330回
<参考> 生活習慣病予防健診実施機関数																															
	24年度	25年度	26年度																												
生活習慣病予防健診実施機関数	137機関	202機関	204機関																												
被保険者特定保健指導実施機関数	37機関	79機関	81機関																												
巡回健診実施状況																															
	24年度	25年度	26年度																												
実施回数	314回	315回	330回																												
<自己評価>		<構成員ご意見>																													
<p><前頁からの続き></p> <p>かが現時点では確定できず、特定保健指導実施率の計算に含めることができないため、被保険者については参考値となります。協会で実施した健診に係る保健指導の実施率は、被保険者が13.3%、被扶養者が12.4%となり、いずれも目標値（被保険者13.0%、被扶養者6.0%）を上回る成果をあげることができました。</p> <p>なお、船員手帳の健康証明書データ（26年度分）の提供については、27年6月末に、約3,300の船舶所有者に対し、データの提供依頼を行い、8月17日現在で、このうち1,414社から提供があったところです。</p>		<p><最終評価></p>																													

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等		
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み			
【評価の視点】 船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施しているか。	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。</p> <p>○加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付</p> <p>26年度においては、生活習慣病予防健診または特定健診を受診された方に加え、26年度中に船員手帳健康証明書データを協会に提供された被保険者の方一人ひとりの健康状況に応じた情報提供冊子を作成し、26年9月から27年1月までに配付しました。</p> <p>また、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値が要治療領域にある方々に対して送付するなど、重症化予防のより一層の重点化に取り組みました。（約6,700部を個別に直送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①生活習慣病の発症リスクが高い特定保健指導の対象者 ②①以外の者で糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値が要治療領域にある方 ③①②以外の35歳の被保険者または40歳の被扶養者（船員手帳健康証明書データ提供者にあっては全員） <p>○ホームページ、メールマガジンをはじめとする各種健康情報の提供</p> <p>ホームページにおいて、季節の健康情報等を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載し、情報提供に努めました。</p> <p><次ページに続く></p>		
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価>
・オーダーメイドの情報提供冊子の送付については、23年度から毎年業務内容を見直しながら、継続して実施していますが、26年度においても、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを促進することができました。実施にあたっては、情報提供冊子の送付対象者の拡大（船員手帳健診 提供者を対象に追加）や重症化予防の取組みの強化（脂質異常症と高血圧を対象に追加）、アンケートはがきの同封による満足度等に関する調査の実施など、業務の更なる改善に取り組みました。この結果、送付対象者は、①特定保健指導の対象者 ②糖尿病等の疑いがあり医療機関の早期受診が必要な方 ③初めて健診を受診する35歳又は40歳の方（手帳健診は全員）となり、送付部数は25年度の約2,800部から約6,700部に大幅に増加し、アンケート調査の結果をみると、生活習慣の改善や特定保健指導の利用、医療機関の受診等に関して多くの者において行動変容の意思が確認されました。 <次ページに続く>	A'		

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等																																																								
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み																																																									
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p>また、加入者の健康づくりに役立てるため、26年8月から配信を開始したメールマガジンにおいて、定期的に健康に関する記事を掲載しました。</p> <p>『メールマガジンの主な健康記事』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛予防 ・乗船前・乗船中に気をつけること（高血圧） ・乗船前・乗船中に気をつけること（糖尿病） ・肩こり ・運動不足 <p>○出前健康講座の実施</p> <p>船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>2回</td> <td>11回（9か所）</td> <td>11回（10か所）</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>91名</td> <td>451名</td> <td>367名</td> </tr> </tbody> </table> <p><次ページに続く></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>実施月</th> <th>講座名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 横浜市</td> <td>5月</td> <td>10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>2 下松市</td> <td>5月</td> <td>メタボ撃退！今できることは～あなたの「これから」を健康が支えます～</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>3 鹿児島市</td> <td>6月</td> <td>睡眠と生活習慣病</td> <td>72名</td> </tr> <tr> <td>4 八戸市</td> <td>7月</td> <td>メタボを見直し、血管を若々しく！！</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td>5 和歌山市</td> <td>9月</td> <td>できることから始めよう！～生活習慣の見直し～</td> <td>44名</td> </tr> <tr> <td>6 周南市</td> <td>10月</td> <td>睡眠と生活習慣病</td> <td>44名</td> </tr> <tr> <td>7 室蘭市</td> <td>11月（2回）</td> <td>健診結果を上手に利用しましょう～動脈硬化～</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>8 福岡市</td> <td>1月</td> <td>10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>9 尾道市</td> <td>2月</td> <td>煙草の害を再チェック！～自分や周りの人たちの体を守るために～</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td>10 萩市</td> <td>2月</td> <td>知っておこう！糖尿病予備群のこと</td> <td>37名</td> </tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	26年度	開催回数	2回	11回（9か所）	11回（10か所）	参加人数	91名	451名	367名	場所	実施月	講座名	参加人数	1 横浜市	5月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	16名	2 下松市	5月	メタボ撃退！今できることは～あなたの「これから」を健康が支えます～	13名	3 鹿児島市	6月	睡眠と生活習慣病	72名	4 八戸市	7月	メタボを見直し、血管を若々しく！！	34名	5 和歌山市	9月	できることから始めよう！～生活習慣の見直し～	44名	6 周南市	10月	睡眠と生活習慣病	44名	7 室蘭市	11月（2回）	健診結果を上手に利用しましょう～動脈硬化～	33名	8 福岡市	1月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	40名	9 尾道市	2月	煙草の害を再チェック！～自分や周りの人たちの体を守るために～	34名	10 萩市	2月	知っておこう！糖尿病予備群のこと	37名
	24年度	25年度	26年度																																																						
開催回数	2回	11回（9か所）	11回（10か所）																																																						
参加人数	91名	451名	367名																																																						
場所	実施月	講座名	参加人数																																																						
1 横浜市	5月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	16名																																																						
2 下松市	5月	メタボ撃退！今できることは～あなたの「これから」を健康が支えます～	13名																																																						
3 鹿児島市	6月	睡眠と生活習慣病	72名																																																						
4 八戸市	7月	メタボを見直し、血管を若々しく！！	34名																																																						
5 和歌山市	9月	できることから始めよう！～生活習慣の見直し～	44名																																																						
6 周南市	10月	睡眠と生活習慣病	44名																																																						
7 室蘭市	11月（2回）	健診結果を上手に利用しましょう～動脈硬化～	33名																																																						
8 福岡市	1月	10年後の健康を考えて～メタボリックシンドローム～	40名																																																						
9 尾道市	2月	煙草の害を再チェック！～自分や周りの人たちの体を守るために～	34名																																																						
10 萩市	2月	知っておこう！糖尿病予備群のこと	37名																																																						
<p><自己評価></p> <p><前頁からの続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の健康づくりに役立てるため、26年8月に配信を開始したメールマガジンにおいて、船員労働の特殊性等を踏まえた健康記事を定期的に掲載するとともに、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載し、健康づくりに役立てられるよう努めました。 ・「出前健康講座」については、労使団体主催の研修会等の機会をとらえて、保健師等を講師として派遣し、加入者に健康問題について学んでいただく場を提供する出前健康講座を積極的に実施し、加入者が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援に努めました。26年度は、前年度と同じ全11回の開催となりましたが、講座終了後のアンケート結果については、25年度（90%）を上回る約95%の方から「大変満足」または「満足」との評価をいただきました。 <p><次ページに続く></p>	<p><構成員ご意見></p> <p><最終評価></p>																																																								

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み		
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前ページからの続き> ○健康度カルテの提供 船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、被保険者の健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況が確認できる「健康度カルテ」を作成し、事業所を訪問し提供する取組みをモデル的に行いました。 (26 年度実施件数 3 件)	
<自己評価> <前頁からの続き> ・「健康度カルテ」については、試行的な取組みではありましたが、船舶所有者ごとに生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況等を分析し、その結果を船舶所有者を訪問し説明する取組みを行いました。船舶所有者からは、「レーダーチャートを用いた全体平均との比較が分かり易い」など、好評をいただいたことから、27 年度からは、対象とする船舶所有者を拡大して実施することとしています。	<構成員ご意見>	<最終評価>

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等		
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (3) 福祉事業の着実な実施			
【評価の視点】 船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。 船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図っているか。	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、それぞれ独立行政法人地域医療機能推進機構、公益社団法人日本水難救済会、一般財団法人船員保険会などの専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。</p> <p>無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については、一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、事業の円滑な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の向上を図りました。</p> <p>特に無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が26年度以降、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更され、無線医療助言要請先のメールアドレスが変更になったこと等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図るなどして、新たなシステムの下で事業の円滑な移行及び継続を図りました。</p> <p>保養事業については、各施設の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等も踏まえた上で、事業内容について必要な見直し等を行い、その効率的かつ効果的な事業の実施を図りました。</p> <p><次ページに続く></p>		
<自己評価>	A	<構成員ご意見>	<最終評価>
<ul style="list-style-type: none"> ・航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や、医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めました。 ・とりわけ、26年度においては、無線医療助言事業の実施機関である船員保険病院の運営主体が、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更されたことから、無線医療助言要請先のメールアドレスが変更になったこと等について、加入者や船舶所有者に対して周知・広報の徹底を図るなどして、新たなシステムの下で事業の円滑な移行及び継続を図ることができました。 <p><次ページに続く></p>		<ul style="list-style-type: none"> ●加入者の使い勝手を向上させる取組みを評価する。 ●船員の就業の特殊性に十分配慮しつつ、無線医療助言事業と洋上救急医療援護事業に引き続き対応・実施していくことが必要。 ●船員労働の特性等をふまえた無線医療助言事業など多様な事業を関係団体の協力を得て実施しており、保険者の新たな福祉事業の取組みとして評価できる。 	A'

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

26年度事業計画	評価等	
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (3) 福祉事業の着実な実施		
前掲のとおり	<p><事業報告（概要）></p> <p><前ページからの続き></p> <p>また、26年4月からは、保養事業における新たな取組みとして、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業を開始したところであり、26年12月からは、24年10月以降休止していた神戸の船員保険総合福祉センターが、新たな運営主体の下、一部の事業（日帰り入浴サービス事業）を再開しました。</p> <p>【参考】</p> <p>※1・無線医療助言事業：航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。</p> <p>※2・洋上救急医療援護事業：日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄りの医療機関へ搬送する事業を維持するための費用を援護する事業。</p> <p>※3・保養事業：船員保険保養所等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者等の福利厚生を図ることを目的としている。</p> <p>※4・契約保養施設利用補助事業：船員保険保養所等の廃止の代替措置として選定された保養施設での宿泊利用料金の割引を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。</p> <p>※5・旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業：船員保険加入者が、全国健康保険協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の契約宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部（1人年間2泊を上限とし、1泊につき3,000円）を協会が補助する事業。</p>	
<自己評価> <前ページからの続き> ・保養事業については、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業を開始したこと、及び船員保険総合福祉センターが、新たな運営主体の下、一部の事業を再開したことについて、加入者・船舶所有者に対する周知、広報に努めました。	<構成員ご意見>	<最終評価>